

2 前項の年間賃金は、月例賃金、諸手当及び賞与等を考慮して、甲において定めるものとする。

第 7 条 (紹介手数料に係る請求書等)

乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

第 8 条 返戻金制度 (短期退職時の紹介手数料の取扱い)

この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は、就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1 ヶ月未満で退職した場合	70%に相当する額
3 ヶ月未満で退職した場合	50%に相当する額
6 ヶ月未満で退職した場合	30%に相当する額

2 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は、行わないものとする。

第 9 条 (個人情報保護及び秘密保持)

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材 (採用に至らなかった者を含む) の 個人情報 を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供する事及び目的外の使用をする事を禁止する。

第 10 条 (有効期間及び有効期間満了後の秘密保持)

この契約の有効期間は、西暦 年 月 日から西暦 年 月 日までとする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙のいずれからも書面による意思表示がない場合は、この契約は同一条件をもって更に一カ年延長するものとし、以降も同様とする

第 11 条 (協議事項)

この契約に定めのない事項は、誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を 1 通作成し、甲乙記名捺印の上、原本を乙が、その複写を甲が所持するものとする。

西暦 年 月 日